

みなし償却資産を譲渡・撤去等した場合における会計処理について

【みなし償却に係る資産の譲渡等により生じた損失の直接補填について】

- 資本剰余金の処分は、議会の関与のもと各地方公営企業における決定にゆだねることとしたことから、資本剰余金を処分することができる場合を定めていた規定を廃止。これにより、みなし償却に係る資産の譲渡・撤去等により損失が生じたとき、議会の関与無く、資本剰余金をもって直接損失を補填していた従来の処理はできなくなった。(旧令 § 24の2)
- 引き続き直接補填(相殺)を行うためには、各団体において条例にその取扱いを認める規定を置く又は議会の議決を経る必要があること。
- なお、今後の会計基準の見直しに伴い、みなし償却制度は廃止される予定であることに留意すること。

【条例で規定する場合の例】

(資本剰余金)

第〇条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次の各号に定める方法により処分するものとする。この場合、……の順に処分するものとする。

- 一 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- 二 前号の方法により処分した後の額の〇分の〇を資本金に組み入れる方法
- 三 ……………

3 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

みなし償却資産を譲渡・撤去等した場合における会計処理について

【例】建物100、起債50及び補助金50で取得した資産を21(税込)で売却した場合。

【直接補填しない場合】

- 損益計算書(P/L)で特別損失を計上。決算段階で資本剰余金を繰越利益剰余金に処分し、損失をうめる。損益表示が明確になる。

【仕訳】

減価償却累計額 30
現金預金 21
固定資産売却損 50
資本剰余金 50

建物 100
仮受消費税及び地方消費税 1

(単位:百万円)

繰越利益剰余金 50

特損が確定
資本剰余金でうめる

【財務諸表】

n年度

n+1年度

(損益計算書) (単位:百万円)

6 特別損失
(1) 何々
(2) 固定資産売却損 50

(貸借対照表) (単位:百万円)

資産	負債
	資本
	資本剰余金 50
	当年度未処理欠損金 50

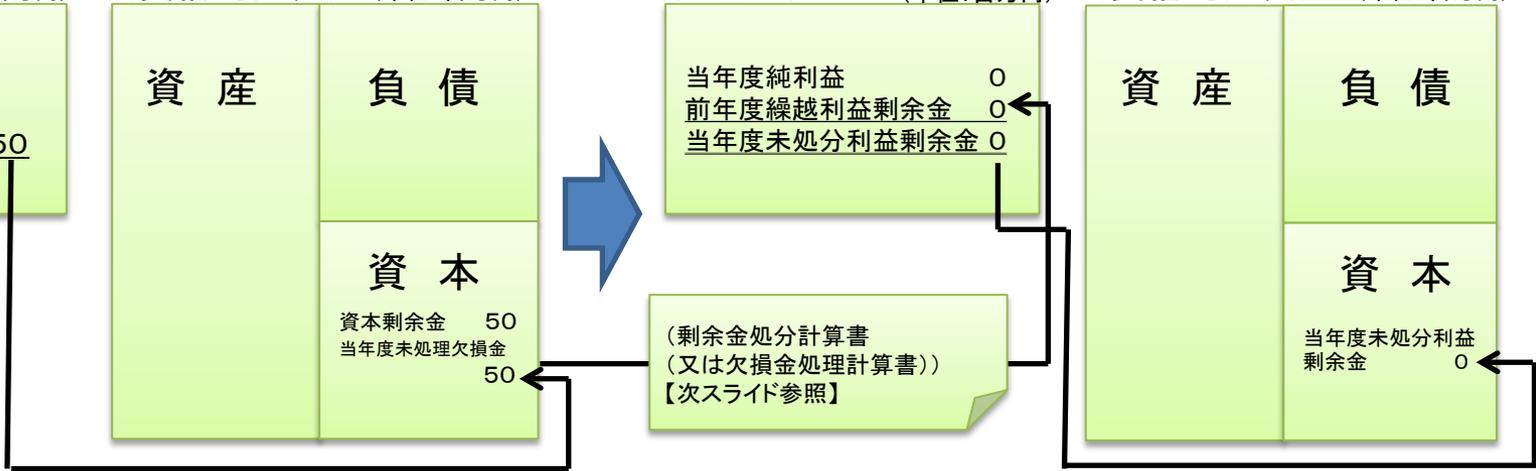
(損益計算書) (単位:百万円)

当年度純利益 0
前年度繰越利益剰余金 0
当年度未処分利益剰余金 0

(剰余金処分計算書
(又は欠損金処理計算書))
【次スライド参照】

(貸借対照表) (単位:百万円)

資産	負債
	資本
	当年度未処分利益剰余金 0



みなし償却資産を譲渡・撤去等した場合における会計処理について

【例】建物100、起債50及び補助金50で取得した資産を21（税込）で売却した場合。

【直接補填しない場合】

(欠損金処理計算書(別表第13号))

別表第十三号(第十二条関係)

平成〇〇年度〇〇市〇〇事業欠損金処理計算書

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	未処理欠損金
当年度末残高		50,000,000	△ 50,000,000
議会の議決による処分額		△ 50,000,000	50,000,000
欠損補填		△ 50,000,000	50,000,000
〇〇			
条例第 条による処分額			
〇〇			
〇〇			
処分後残高		0	(繰越利益剰余金) 0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

2 条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、記載するものであること。

みなし償却資産を譲渡・撤去等した場合における会計処理について

【例】建物100、起債50及び補助金50で取得した資産を21（税込）で売却した場合。

【直接補填する場合】

○ 損益計算書(P/L)を通さず、貸借対照表(B/S)上、両建てで落とす。

【仕訳】

減価償却累計額	30
現金預金	21
資本剰余金	40
固定資産売却損	10

建物	100
仮受消費税及び地方消費税	1

(単位:百万円)

費用を計上せず資本剰余金で直接補填する。

【財務諸表】

n年度

(損益計算書)

(単位:百万円)

6 特別損失	
(1) 何々	
(2) 固定資産売却損	10

(貸借対照表)

(単位:百万円)

資 産	負 債
	資 本
	資本剰余金 10
	当年度未処理欠損金 10

※ 現金21については、取得価額100のうち補助金充当分が50であることから、消費税及び地方消費税相当分1(21×5/105)を除いた20のうち10は補助金相当部分と見られるから、売却損のうち補助金相当部分の負担すべき額は、50-10=40が資本剰余金取り崩し限度額となる。

みなし償却資産を譲渡・撤去等した場合における会計処理について

【例】建物100、起債50及び補助金50で取得した資産を21（税込）で売却した場合。

【直接補填する場合】

(剰余金計算書(別表第12号))

平成〇〇年度〇〇市〇〇事業剰余金計算書
(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

(単位:円)

	資本金	剰余金										資本合計
		資本剰余金					利益剰余金					
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	寄附金	補助金	資本剰余 金合計	減債 積立金	利益 積立金	〇〇 積立金	未処理 欠損金	利益剰余 金合計	
前年度末残高					50,000,000	50,000,000				0	0	50,000,000
前年度処分額					0	0				0	0	0
議会の議決による処分額					0	0				0	0	0
〇〇												
〇〇												
条例第 条による処分額					0	0				0	0	0
〇〇												
〇〇												
処分後残高					50,000,000	50,000,000				(繰越欠損金) 0	0	50,000,000
当年度変動額					△ 40,000,000	△ 40,000,000				△ 10,000,000	△ 10,000,000	△ 50,000,000
売却損への補填					△ 40,000,000	△ 40,000,000						△ 40,000,000
〇〇												
当年度純損失										△ 10,000,000	△ 10,000,000	△ 10,000,000
当年度末残高					10,000,000	10,000,000				(当年度未処理欠損金) △ 10,000,000	△ 10,000,000	0

(注) 1 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

2 議会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。